

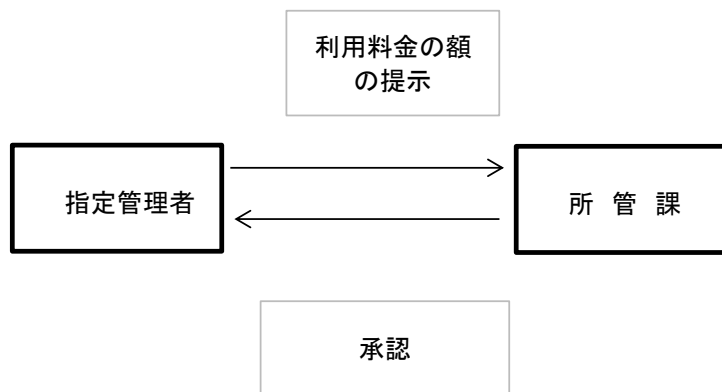
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	利用料金の承認	
処 分 の 概 要	指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に指定管理者が定めた利用料金の額について承認を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)	
条 項	第17条第3項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>松山市駐車場条例第17条第3項の規定により承認を行う。</p> <p>【根拠法令等】 松山市駐車場条例</p> <p>第4条第2項 前項の駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の表に掲げる種別ごとの料金の額の範囲内において規則で定める。</p> <p>第5条第2項 前項の回数券の額は、一般利用の駐車料金の1割以内の割引率により規則で定める。</p> <p>第17条第3項 利用料金の額は、第4条第2項各号の表に掲げる料金の額(回数券については第5条第2項の規定により規則で定める額)の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。承認を得た利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>松山市駐車場条例施行規則</p> <p>第3条第3項 条例第5条第2項の規定による規則で定める回数券の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。